



稲荷町電停方面から当事務所所在ビル  
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分



# けいそ 勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」  
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって  
いつでも頼れる存在に」

お問い合わせ、ご予約  
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

今週に入ってまた急に寒くなってきましたね。今季初めての寒さと言われても今更…と思います。「余寒」という言葉がありますが、暦の上の大寒が過ぎて以降、2月4日の立春以後の寒さをいうそうです。駅前付近に生えている河津桜はもう既に咲き始めていましたが、この寒さに木も驚くのではないかと思います。この寒さは長く続かないようですが、いつも以上に気を付けて過ごしたいものです。



今回は、最近のニュースより倒産の場合の従業員の方への影響に関する記事と、人の書いた作品などを承諾なしに使える場合に関する記事が弁護士の作成しましたオリジナルの記事になります。それ以外の記事は今回は税務会計に関するものです。

良い会社・事務所運営にお役立て頂ければ幸いです。

なお、当事務所では個人事業主の方・飲食店、サロン様、その他法人様向けに、誹謗中傷や悪意ある書き込みへの対応に関する新サービスを始めました。

- ・掲示板（食べログなど）にお店の評判を落とすような書き込みがされた
- ・Googleの自社のビジネスサイトにサービスについて事実と異なる書き込みがされたが削除してくれない
- ・自社のイメージを損なう内容の動画がインターネット上でアップされている

こんな場合に対応をさせていただきます。詳しくは当事務所の企業法務ホームページ (<https://keiso-law/jp/>)をご覧ください。

## 最近のニュースに学ぶ、会社が倒産すると従業員はどうなるのでしょうか？

20.02.17 | オリジナルメルマガ



ごく最近東北地方の百貨店が倒産（厳密には破産手続きの申立てをした等）をしたという報道が出ていました。従業員の方など当日まで知らなかったという内容ですが、このような場合に実際はその後どうなるのでしょうか？あまり知りたくない話ではありますが、今回は触れていきます。



○通常は当日解雇になります

労働関係の法律では、解雇をするには合理的な事情・やむを得ない事情が必要であるとされています。後者は他の方法では難しい場合ととらえられています。会社が厳しい状態での解雇は整理解雇と呼ばれるものですが、こちらについてはこれまでの裁判例で有効になるのかどうか考える基準が示されています。実際に有効な整理解雇かどうかはこの基準に照らして考えることとなりますが、会社が倒産（主には破産を念頭におきます）の場合には、会社財産を清算して閉めることとなりますし、債務超過や支払いが止まる状況ですので、継続は基本的に困難です。倒産でも民事再生というスポンサーを見つけて、負債を減らし継続していく手続きもありますが、実際にはそこまで利用されるケースは多くありません。

こうしたケースでは、会社の事業継続が困難であることから会社を閉鎖する日（破産の申立てをする日）に解雇の通知をすることになります。解雇の有効性を争うにしても、多くのケースでは他の方法で雇用継続を図ることができないので、有効になる可能性が有りますし、そもそもこのような状況で雇用の継続を求めることにどこまで意味があるかという話になってくるでしょう。

解雇をする場合には、30日前までに通知をする解雇予告手当を払う必要が原則としてある話をご存知の方も多いと思われます。しかし、こういった倒産のケースでは事前に伝えることはありませんし、解雇予告手当を個別に支払うこともないのが通常です。この理由として、会社の倒産を事前に伝えると混乱も起こりますし、取引先に漏れることで会社の商品の引上げやお金を我先に回収する事態につながりかねません。また、このような危機状況では法律上、特定の債権者（ここには取引先も従業員も含まれます）に対してだけお金の支払いをすることは原則として規制されているためです。

付け加えて言えば、上記の状況では会社に残された財産は債権者で均等に破産手続きの中で清算するものなので、できる限り保全をする必要がありますから、外部に漏れて回収のための混乱を防ぐ必要もあるためです。

○従業員の側の給与はどうなるのでしょうか？

従業員の方の給料などは全く支払いの目途がないものでしょうか？限度と前提条件を満たすのであれば、財団法人労働者健康安全機構が行う未払給与の立替払い制度を利用することができます。利用するのは給与が未払いのまま退職（解雇）された元従業員になりますので、会社でできるのはこの制度の案内程度になります。

ここでの前提条件は、会社と従業員それぞれについてあります。まず、会社については、労災保険の適用事業で1年間事業を行っていた会社（個人事業主も含みます）である必要があります。従業員については、給与の未払いのある方で①破産などの申し立てをした日より前6か月以内に退職をした方で②退職後2年以内に労働基準監督署に認定の申請をした方、になります。

破産申立てよりも6か月前までの退職の方でも対象にはなりますが、退職から2年以内に自分で手続きを申し立てない場合には立替え払いが受けられなくなります。また、役員についてはこの制度の利用はできません。内職等の場合についても同様です。ちなみに、法律上倒産していることの証明を破産管財人（裁判所が選ぶ清算などの手続きを進める方で通常は裁判所が弁護士を選任します）にしてもらう必要があります。

注意点として、倒産手続きは行っていないものの事実上会社の事業を止めている場合です。こうした会社も筆者の知る限りでは相当数あるように思われますが、この場合でも給与の立替制度自体は使えますが、ハードルは相当高くなります。事実上廃業をしていることと給与支払能力がないことを労働基準監督署長に認定してもらう必要がありますが、証拠資料の準備が必要で負担は大きくなります。先ほどの6か月は事実上廃業をしてからということになりますが、いずれにしても、従業員の未払給与が貯まることになり、従業員の方が困ることになるでしょう。

次にそれではどこまで立替え払いを受けることができるかという問題があります。こちらは、先ほどの2年以内の申立てさえすれば時期は問いませんが、上限があります。まず、立替え払いの対象となるのは、給料（ボーナスは入りません、毎月定期的に支払う金額のみです。法的控除前の金額になります）と退職金・退職手当になります。

ここに金額の上限が加わります。面倒ですが、立て替え額は給与などの金額の80%まで、年齢により上限金額が異なります。このどちらかの低い金額が立替え払いされることになります。

このような制度以外に破産などの手続きの中で給与等は優先的に支払いを受けることができます。ただし、会社の財産の状況（簡単に言えば残っていない場合）によっては支払いを受けることが難しい場合もあります。

以上のように、本意ではないものの会社を倒産させる場合には、従業員がどうなるのかきちんと知ったうえで対応を考えたほうが良いように思われます。

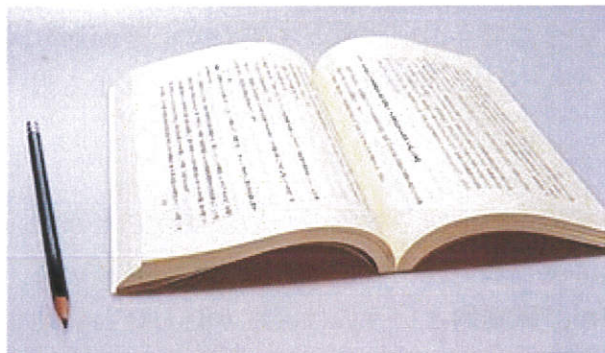


---

## 人が書いた作品などを書いた人の承諾なしに利用できる場合とは？

---

20.02.17 | オリジナルメルマガ



他人が書いた文章や絵画など、著作権法上保護される著作物を、著作権者の了承なく勝手に自分の出版物などに使うと、著作権侵害となります。

ただ、著作権法では、一定の場合、例えば著作物の特性や利用の仕方から著作権者への影響が小さい場合には、著作物のスムーズな利用促進のため、著作権を制限することで、著作権者の承諾なく利用できる場合を定めています。

今回はこのうち、私的使用のために複製をする場合と、引用をすることで利用する場合を取り上げます。



○「私的使用のための複製」とはどんな場合ならOK？

著作権法30条1項では、個人的にまたは家庭内やこれに準ずる限られた範囲内で使用することを目的とする場合は、著作物を複製することが出来るとされています。

例えば、皆様でも良くあるものとしては、テレビドラマを時間があるときにまとめて家族で見るために録画しておく、といった場合が考えられます。

この、「私的使用のための複製」といえるには2つの要件のいずれかを満たす必要があります。一つは、「個人的」使用する場合です。もう一つは、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」で使用する場合になります。

一つ目の「個人的」に、ですが、本来は副生物を個人の趣味や教養のために使うことが想定されていました。そのため、職業や事業のために使うという場合には「個人的」とはいえないこととなります。ただ、実際にはこの個人的か、職業的というのは区別が難しいといえます。それというのも、例えば特定の途上国の農業の在り方について、従業員の方が今担当しているプロジェクトを進めるために関連する書籍の複製物を使うと職業的ということになり、将来そういった事業に携わるかもしれないと、教養のために使うと個人的ということになりかねません。実際には法律で著作権のお用範囲を制限している意味に照らしながら、著作権者に及ぼす影響も踏まえて判断をしていくこととなります。

二つ目の「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」については、家庭内とは、同一家計で同居している場合が想定されていますが、それに「準ずる限られた範囲内」となるとメンバー同士で強い個人的な結びつきが必要とされています。そのため、町内会の行事であるダンスを踊る催しをするため、その練習に使うようにとDVD-Rに有名グループの楽曲を複製して配る場合は、たとえ無償でも「家庭内その他これに準ずる」には当たらないといえます。また、学校の職員会議などメンバーが限られた中での資料として使う場合でもメンバー同士で強い個人的な結びつきがあるといえないことから、やはり「家庭内その他これに準ずる」とはいえないこととなります。また、会社の会議で使うといった、職業上での使用目的は家族経営の会社であってもメンバー同士で強い個人的な結びつきがあっても「家庭内その他これに準ずる」といえないとされていますので、こういった場で複製物を使う場合は注意する必要があるでしょう。

## ○正当な「引用」として認められる場合とは？

例えばある研修で資料を準備してパワーポイントを使って説明をする際に、それにあたって必要な専門書から内容を一部挙げながらすることはよくあると思います。そういった場合に、どこまでであれば正当な「引用」として許されるのでしょうか？

これについては著作権法第32条第1項で定められています。公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で公表された著作物を「引用」して利用できることとされていますが、これだけでは抽象的でどういった場合が認められるか分からないと

ころです。ちなみに、報道、批評、研究が引用する目的として例示されていますが、実際には現礼されてはならず、先に挙げましたケースのような研究というほどではない講義や講演の場合に行う場合でも正当な引用と考えられています。

裁判例では、正当な「引用」といえるための要件として、次の二つを挙げています。一つは明瞭に区分されること、つまり引用の方法として言葉で書かれた著作物の場合には、引用部分をカギカッコでくくるなどして自分の文章と区別できるようにする必王があるとされています。またもう一つは、主従関係がはっきりしていること、つまり自分の著作が主であって、引用される他人の著作物が従たるものである必要があります。ですからパクッている部分が多ければ多いほど正当な「引用」とはいえないということになります。

実際のところは明瞭区分されているか、主従関係がどうなっているかだけでなく、ケースごとに何が公正な慣行で正当な範囲といえるか、著作物の性質や利用態様、利用目的、利用分量などいろいろな観点から判断していく必要があるとされています。ですから他の著作物を引用する場合は、単に明瞭に区分していればよいという訳ではないので注意をする必要があります。

なお、国や地方公共団体の発行する白書や調査統計資料（たとえば統計局の家計調査など）説明資料等として刊行物に転載することができるかとされています（著作権法第32条2項）。ただし「説明の材料」として転載することが認められていますので、ある程度説明した上で転載しなければなりません。ただし、「禁転載」の場合は転載できませんので注意が必要になります。

---

## 『ビジネスローン』の金利を経費として計上するには？

---

20.02.10 |



会社を運営するにあたって、資金繰りに頭を悩

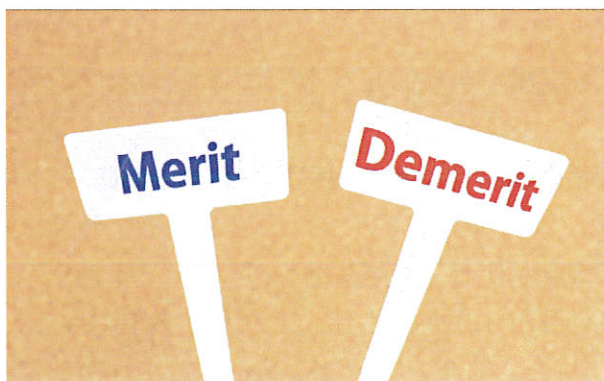
ませる経営者も多いのではないのでしょうか。

資金調達の方法として、まっさきに思い浮かぶのは銀行からの融資です。

しかし、審査が厳しいうえに、近年は貸し渋りの問題などもあり、なかなか簡単には融資してもらえません。

そんなときに頼りになるのが、ビジネスローンです。

今回は、そんなビジネスローンの税務・会計処理について説明します。



ビジネスローンのメリットとデメリット

ビジネスローンは資金繰りの強い味方です。

通常のカードローンなどは個人向けのため、原則として法人の事業資金に使用することが禁じられていますが、事業者を対象としたビジネスローンであれば、まったく問題ありません。

ビジネスローンの一番のメリットとしては、**銀行よりも審査が緩い**ことがあげられます。

銀行は審査が厳しく、場合によっては、資金を借り入れるには、経営状態を可視化した資料を用意し、今後の事業の展望などを説明しなければならないこともあります。

しかし、ビジネスローンであれば、過去のデータに基づいた審査を行うだけで、融資を受けることができるのです。



また、早ければ数時間で審査が終わるので、**即日で借り入れることができるのも大きな魅力**といえるでしょう。

さらに、なかには、保証人や担保が不要のビジネスローンなどもあります。

そのため、「とにかく急場をしのぐための資金が欲しい」という経営者には重宝されているのです。

一方で、審査が緩かったり、保証人が不要だったりする代わりに、**金利は銀行系の金融商品よりも高い傾向**にあります。

これがビジネスローンの最大のデメリットといえるでしょう。

たとえば、ノンバンク系のビジネスローンであれば、平均して18%程度の金利となり、月々、それなりの利息を払うことになります。

### 利息は経費として計上することができる

ビジネスローンの利息は多少高くても、『支払利息』や『利子割引料』という勘定科目で、経費にすることができます。

ビジネスローンに限らず、銀行からの融資や公的融資など、事業目的で融資を受けた場合の返済金の中の利息分は、経費にすることができます。

ただし、ローンの元本は経費にできないので、**仕訳の際は、元本と経費を分けるようにしてください。**

もちろん、経費にできるからといって、あまりにも高額な金利のビジネスローンはおすすめできません。

高い利息は経営をしていくうえで、大きな負担になるということを理解しておきましょう。

また、借入金自体は、返済する期間によって勘定科目が変わってきます。

返済が1年以内のビジネスローンであれば、勘定科目が『短期借入金』となり、貸借対照表では、『流動負債』として計上します。

一方、返済期間が1年を越えるものに関しては、勘定科目が『長期借入金』となり、貸借対照表では、『固定負債』として計上します。

ビジネスローンは、基本的に1年で更新されるものが多く、ほとんどの場合は、『短期借入金』で『流動負債』となるでしょう。

まとめると、ビジネスローンの返済を仕訳する際には、元本に関しては、勘定科目に『短期借入金』か『長期借入金』を使用し、利息分に関しては、『支払利息』や『利子割引料』を使用します。

### 保証料や事務手数料も経費計上可能

利息分以外にも、融資を受けるためにかった諸経費なども経費として計上することが可能になります。

たとえば、保証会社からの保証料が発生した場合は、その支払った保証料のうち当期に該当する部分を『支払手数料』で、そして事務手数料も同様に『支払手数料』で経費として計上できます。

また、印紙代などは『租税公課』として経費計上が行えます。

さらに、ビジネスローンのケースでは稀ですが、自身の所持している不動産を担保にして融資を受ける際に発生する費用も経費にできます。

司法書士に依頼した分の報酬は、『支払手数料』や『支払報酬』として、登録免許税は『租税公課』として、そして、登記簿謄本代は『租税公課』や『支払手数料』、『雑費』という勘定科目で経費にすることが可能です。

つまりは、**元本以外の融資にかかった費用の多くが経費として計上できる**わけです。

ビジネスローンは資金に役立てることができるうえ、利息などを経費計上すれば節税にもなります。

急に資金が必要になったときなどに、上手に活用してみたいはいかがでしょうか。

※本記事の記載内容は、2020年2月現在の法令・情報等に基づいています。